



平成 18 年 5 月 17 日

各 位

会社名 株式会社三栄コーポレーション  
代表者 代表取締役社長 水谷裕之  
(JASDAQコード 8119)  
問合せ先  
役職・氏名 執行役員総務部長 辛嶋伸生  
電話 03-3847-3500

## 新株予約権の行使条件の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 17 日開催の取締役会において、下記のとおり「第 56 回定時株主総会における第 6 号議案（株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件）の決議を一部変更する件」につき、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 57 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 変更の理由

平成 17 年 6 月 29 日開催の定時株主総会第 6 号議案（株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件）の承認に基づき、その後の取締役会（平成 17 年 6 月 29 日）において、当社取締役にストックオプションとして新株予約権 41 個（新株予約権の目的となる株式の種類と株数：普通株式 41,000 株）の割当を決議し、付与しております。

しかしながら、本件株式報酬型ストックオプション制度は、役員退職慰労金の廃止に伴うものでありますので、退職所得としての課税扱いとなるよう、第 56 回定時株主総会の決議による現行要件のうち、権利の行使時期に関連する要領を一部変更するものであります。

なお、予め割当てを行った全取締役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りです。

(下線部は変更部分)

現 行 の 要 領	要 領 の 変 更 案
<p>[2] 新株予約権発行の要領</p> <p>1. - 省略 - }</p> <p>5. - 省略 -</p> <p>6. 新株予約権の権利行使期間 平成 17 年 7 月 1 日から 平成 <u>37</u> 年 6 月 30 日までとする。</p> <p>7. 新株予約権の行使条件</p> <p>(1)新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2)新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、各新株予約権 1 個当たりの一部行使は認められない。</p> <p>(3)(1)にかかわらず、平成 36 年 6 月 30 日に至るまで、新株予約権者が権利行使開始を迎えなかった場合には、平成 36 年 7 月 1 日より新株予約権を行使できるものとする。</p>	<p>1. - 現行どおり - }</p> <p>5. - 省略 -</p> <p>6. 新株予約権の権利行使期間 平成 17 年 7 月 1 日から 平成 <u>47</u> 年 6 月 30 日までとする。</p> <p>7. 新株予約権の行使条件</p> <p>(1)新株予約権の割当を受けたものは、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から <u>10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。</u></p> <p>(2)新株予約権の全部を<u>一括して行使しなければならない。</u></p> <p>(3) - 削除 -</p>

以 上